

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定に基づく平成十八年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量

平成18年1月30日 環境省告示第30号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第九条第六項の規定に基づき、平成十八年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を次のように公表する。

- 一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
18	392
19	394
20	395
21	396
22	395

- 二 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
18	335
19	337
20	339
21	340
22	340

- 三 規則第四条第三号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
18	191
19	193
20	194
21	195
22	196

- 四 規則第四条第四号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
18	155
19	167
20	176
21	190
22	199

- 五 規則第四条第五号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
18	285
19	300
20	316
21	331
22	345

- 六 規則第四条第六号に規定する分別基準適合物

年度(平成)	特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)
18	724
19	807
20	893

2 1	9 6 5
2 2	1 , 0 1 1